

# 独立型社会福祉士による法定後見活動の構造

○弘前学院大学 小川 幸裕 (004625)

独立型社会福祉士、法定後見活動、権利擁護

## I. 研究目的

判断能力が不十分な人であっても、本人のニーズに合致したサービス選択や生活が営めるよう本人の判断や生活を支援する仕組みとして、2000年に成年後見制度の運用が開始された（新井 2010）。成年後見制度においては利用者の権利擁護を制度的に保障するために親族とともに第三者としての専門職後見人が設定されている。法定後見活動では、専門職後見人として弁護士・司法書士等の法律専門職および社会福祉専門職である社会福祉士が家庭裁判所から選任されている。加えて、わが国の法定後見活動は、不正防止を背景に親族後見から専門職後見へと担い手が移行する中で、弁護士と司法書士の法律専門職が主たる担い手となっている（小川 2018a）。

わが国の成年後見活動は民法 858 条により財産管理と身上監護に二分される。身上監護の法的根拠や職務範囲が不明確であることや家庭裁判所が報酬付与の根拠として財産管理を重視してきたことから、法律専門職を中心とした財産管理に偏重した活動が展開されている（池田 2019、上山 2019）。

これまで社会福祉士はソーシャルワークの視点から主に本人の生活支援が必要となる事例において、身上監護に重点をおいた法定後見活動を展開してきた。しかし、身上監護の職務範囲は、成年後見制度が成立した 2000 年から変わらず医療・社会福祉・介護に関する契約行為を基本としていることから、契約に関する法律行為以外は、事実行為として位置づけられてきた（斉藤 2013、上山 2013）。この法律行為以外の活動は、財産管理に還元される範囲で法定後見活動として認められるようになったが、財産管理に還元される身上監護という解釈は、被後見人の資産を使用する後見事務を指しており、通帳に記帳されない活動は、「事実行為」として位置づけられ、後見報酬に反映されることが少ない（小川 2018b）。

専門職後見人として法定後見活動を担う社会福祉士は、1987年の資格誕生後、資格制度の趣旨に基づいた業務の中心を主に公的福祉サービスの提供者とし、社会福祉法に定められた社会福祉事業はもとより、福祉事務所、社会福祉協議会、医療機関等で働いている（高良 2014）。そして、公的福祉サービスの提供を軸に、社会福祉制度の情報提供および利用相談、社会福祉関係団体との連携が大半を占めている。また、社会福祉士のほとんどは何らかの組織に勤務していることから、所属組織の管理的統制のもとで業務を行い、利用者個人の権利擁護を中心に据えたソーシャルワーク実践が困難な立場に置かれている（岡村 2013）。

このような状況のもと、既存組織から独立し地域で活動を始めた独立型社会福祉士が 2000 年以降広がりを見せている。独立型社会福祉士は相談援助を基盤としながらも、制度創設や改変などによる新たなサービスおよび資源開発や地域課題にいち早く対応するため、その活動は多岐にわたるが、独立型社会福祉士が広がりを見せはじめた 2000 年当時から、独立型社会福祉士の活動において法定後見活動は、多様な活動のなかでも一つの柱として認識されてきた（小

川 2013)。

また、これまでの成年後見制度におけるソーシャルワークに関する研究は、成年後見制度におけるソーシャルワークの可能性を検討する内容が多い(福島 1999、馬場 2006、池田 2007)。近年は、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの社会福祉機関が本人の権利擁護の実現のために成年後見制度を活用するという視点からの研究が蓄積されている(岩間 2011、鶴浦 2011 ; 2013、飯村 2015、日田 2017)。しかし、これまでの社会福祉専門職による身上監護の相当部分が事実行為となるという解釈を前提としているため、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの社会福祉機関が本人の権利擁護の実現のために成年後見制度を活用するという視点からの研究が主となり、法定後見活動における社会福祉士の活動実態の把握や被後見人の生活支援の検討が十分におこなわれていない。

被後見人の生活を身上監護と財産管理に断片化することなく、身上監護と財産管理の一体的な提供には、成年後見制度の中核概念である権利擁護概念を基本とした成年後見活動の展開が重要となる。特に専門職後見人として活動する社会福祉士にはソーシャルワーカーの知見を発揮し、成年後見活動をとおした権利擁護の実現が期待される。

成年後見制度は権利擁護の理念に基づいた制度であるため、社会福祉士による法定後見活動は、権利擁護を中心に据えたソーシャルワーク実践を展開することとなる。ここで組織所属の社会福祉士は時間的制約から扱う件数が1から2件に止まるものが多い(小川 2020)。現実の社会福祉専門職による法定後見活動では、時間的制約が少ない独立型社会福祉士が担当件数を多く受任し、日常的に後見業務に携わっていることから、独立型社会福祉士による法定後見活動を分析することで社会福祉専門職としての独自性を浮き彫りにすることが可能となる。

以上の問題意識から、独立型社会福祉士がソーシャルワーク専門職として法定後見活動においてどのように権利擁護活動をおこなっているのか「法定後見活動像」を抽出する必要があると考えた。そこで、本報告では法定後見活動をおこなう独立型社会福祉士に焦点を当て、その活動内容を探索的に明らかにする。

## II. 研究の視点および方法

### 1. 用語の定義

本研究における独立型社会福祉士とは、日本社会福祉士会(2006:17)によって定義されている「地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践する者」とする。また、権利擁護も多義的であることから、筆者がわが国の権利擁護に関する40の定義分析から整理した「判断能力が不十分であるために権利の侵害やその恐れのある人に対して、法定後見人はその人が本来ならば得られる権利の実現にむけて本人のエンパワメントによってニーズの充足を図ること」(小川 2018c:7)とする。

### 2. 調査対象

公益社団法人日本社会福祉士会の会員名簿所属先種別コード別が独立型社会福祉士に該当する独立型社会福祉士1,247名を調査対象とした。

### 3. 調査方法

無記名自記式の郵送調査を実施し、調査期間は2019年5月7日から6月17日とした。調査

項目として、①基本属性（「年齢」「社会福祉士としての活動年数」「独立型社会福祉士としての活動年数」「後見受任類型」「後見受任件数（累計）」「活動地域の人口規模」「年収」「独立型社会福祉士名簿登録の有無」「認定社会福祉士の取得）、②法定後見活動の内容について尋ねた。調査項目および回答選択肢については、まず先行研究（高良 2010;2014、小川 2013）および筆者がこれまで行ったインタビュー調査（小川 2012 ; 2018 b）の結果から、項目の原案を作成した。

#### 4. 分析方法

独立型社会福祉士の「法定後見活動」像を測るために用意した 30 項目に対する回答内容について探索的因子分析（主因子法）をおこなった。データ分析は、プロマックス回転による主因子法を用いた。固有値は 1 以上を採用し、共通性 0.30 以下の項目および因子負荷率 0.40 以下の項目を削除した。そして、スクリープロットや抽出された因子のクロンバック  $\alpha$  信頼性係数を参考に因子分析を 4 回行った。最終的に 18 項目、4 因子を抽出した。なお、調査結果の分析には統計ソフト SPSS Statistics 24 を用いた。

### Ⅲ. 倫理的配慮

調査の留意事項として、調査の趣旨と内容の説明、データの匿名性、プライバシーの保護、研究目的以外でデータを使用しないこと、得られた結果を学会等へ報告することなどを明記した文書を添付し調査の同意を得られた場合は返送を依頼した。日本社会福祉士会の理事会において、「正会員に所属する社会福祉士へのアンケートを実施する際のガイドライン」にもとづき本調査の内容が審議され、調査実施の承認をうけた。また、調査実施にあたって、日本社会福祉士会員名簿の管理の観点から日本社会福祉士会事務局から発送業務を業者に委託した。調査データの入力・分析にあたっては、ID 番号によって作成されたデータベースを使用し、対象者の氏名、住所など個人が特定できないようにした。弘前学院大学倫理審査委員会の承認を得て実施した（承認番号 18-05）。

### Ⅳ. 研究結果

#### 1. 回収率と基本属性

回収された有効回答は 488 名（39.4%）で、そのうち法定後見活動をおこなっているのは 398 名であった。

年齢は 40 歳未満が 5.4%（21 人）、40 歳代が 19.9%（78 人）、50 歳代が 24.0%（94 人）、60 歳代が 34.5%（135 人）、70 歳以上が 16.1%（63 人）で 60 歳以上が全体の約 5 割を占めている。社会福祉士としての経験年数は 5 年未満が 7.4%（29 人）、5 年以上 10 年未満が 22.9%（90 人）、10 年以上 15 年未満が 27.5%（108 人）、15 年以上 20 年未満が 26.2%（103 人）、20 年以上が 16.0%（63 人）であった。独立型社会福祉士としての実務経験では 3 年未満が 12.1%（47 人）、3 年以上 6 年未満が 17.8%（69 人）、6 年以上 10 年未満が 36.9%（143 人）、10 年以上が 33.2%（129 人）で、6 年以上で約 7 割を占めていた。後見類型・保佐類型・補助類型をあわせた法定後見活動の受任件数（累計）は、1 件が 5.3%（21 人）、2 件が 8.9%（35 人）、3 件が 3.6%（14

人)、4件が4.3%(17人)、5件～9件が18.3%(72人)、10件～19件が30.5%(120人)、20件以上が29.0%(114人)であった。10件～19件が30.5%(120人)で最も多く、次いで20件以上が29.0%(114人)、5件～9件が18.3%(72人)であった<sup>1)</sup>。受任件数(累計)の平均値は15.6件で中央値は12.0件であった。事業形態は、個人事務所が71.5%(279人)、法人が28.5%(111人)であった。1年間の収入は、200万円未満が18.4%(72人)、200万円以上400万円未満が32.8%(128人)、400万円以上600万円未満が22.8%(89人)、600万円以上が25.9%(101人)であった<sup>2)</sup>。活動地域の人口規模は1万人～10万人未満が29.3%(72人)、10万人～50万人未満が38.9%(149人)、50万人～100万人が16.2%(62人)、100万人以上が15.7%(60人)であった。独立型社会福祉士名簿の登録者は59.3%(232人)、登録していない者は40.7%(159人)と約6割が名簿登録をしていた(表1)。

表1 基本属性

項目	内訳	%	度数
年齢	40歳未満	5.4	21
	40歳代	19.9	78
	50歳代	24.0	94
	60歳代	34.5	135
	70歳以上	16.1	63
社会福祉士の経験年数	5年未満	7.4	29
	5年～10年未満	22.9	90
	10年～15年未満	27.5	108
	15年～20年未満	26.2	103
	20年以上	16.0	63
独立型社会福祉士としての活動年数	3年未満	12.1	47
	3年～6年未満	17.8	69
	6年～10年未満	36.9	143
	10年以上	33.2	129
法定後見の受任件数(累計)	20件以上	29.0	114
	10件～19件	30.5	120
	5件～9件	18.3	72
	4件	4.3	17
	3件	3.6	14
	2件	8.9	35
	1件	5.3	21
事業形態	個人事務所	71.5	279
	法人	28.5	111
年収	100万円未満	7.9	31
	100万円～200万円未満	10.5	41
	200万円～400万円未満	32.8	128
	400万円～600万円未満	22.8	89
	600万円～800万円未満	11.5	45
	800万円以上	14.4	56
活動地域の人口規模	1万人未満	2.1	8
	1万人～10万人未満	27.2	104
	10万人～50万人未満	38.9	149
	50万人～100万人未満	16.2	62
	100万人以上	15.7	60
独立型社会福祉士の名簿登録	登録している	59.3	232
	登録していない	40.7	159
認定社会福祉士	取得している	24.2	94
	取得していない	75.6	294

## 2. 独立型社会福祉士による法定後見活動の探索的因子分析

因子分析の結果、18項目から構成される4因子が抽出された(表2)。4因子に因子負荷量と変数の内容を参考に以下のように因子名を付した。

第1因子は7項目から構成されている。特に、「本人が本来の力を発揮できるよう支援する」「本人が主体的にニーズ実現や課題解決できるよう支える」「本人のストレングスに着目した後見活動を行う」が高い負荷量である。この他の項目も身上監護の職務内容に加えて法律行為に付随する事実行為も含まれており、従来の身上監護よりも広い活動内容を含むことから【身上保護活動】という因子名を使用する。

第2因子は4項目から構成されている。特に、「年金等を管理する」「生活に必要な範囲での預貯金の引き出し等、日常生活費を管理する」「預貯金を維持・管理する」「介護、住居、施設入退所、医療等に関連する契約を締結する」が高い負荷量である。この他の項目を含め、預貯金の管理や日常生活費の管理といった財産管理として整理されていた項目に、契約締結や本人のモニタリングにもとづく活動の見直しの項目が加わっており、法定後見活動の基本となる活動を構成していることから【基本的後見活動】という因子名を使用する。

第3因子は4項目から構成されている。特に「不動産の売却など不動産を管理する」「債務整理をする」「相談に関する手続きをする」が高い負荷量である。この他の項目を含めて財産管理に関する活動を構成していることから【財産管理活動】という因子名を使用する。

第4因子は3項目から構成されている。特に「本人の状況に応じて地域連携ネットワークを形成する」「本人の支援関係者を集め、ケース会議やカンファレンスを開催する」が高い負荷量である。この他の項目も含めて連携活動を構成していることから【連携活動】という因子名を使用する。

各下位尺度の Cronbach  $\alpha$  信頼性係数は、第1因子  $\alpha = 0.73$ 、第2因子  $\alpha = 0.86$ 、第3因子  $\alpha = 0.77$ 、第4因子  $\alpha = 0.83$  いずれも 0.70 以上にあたるため潜在概念としての内的一貫性は担保されているとみなすことができる。

## V. 考 察

独立型社会福祉士がどのような活動によって法定後見活動を形成しているか活動内容に関する30項目について探索的因子分析をおこない、独立型社会福祉士の法定後見活動像の抽出をおこなった。結果、独立型社会福祉士による法定後見活動を18因子で構成される「法定後見活動像」として抽出した。「法定後見活動像」は「身上保護活動」「基本的後見活動」「財産管理活動」「連携活動」の4つの因子でつくられており、第1因子の「身上保護活動」が高い因子負荷量であったことから、独立型社会福祉士は「身上保護活動」を活動の軸として位置づけていることが明らかにされた。これは、先行研究で社会福祉士がソーシャルワーク専門職として被後見人の生活支援を重視してきた内容と一致する。

表2 独立型社会福祉士における法定後見活動の因子分析

		因子負荷量			
		第1因子	第2因子	第3因子	第4因子
<b>【第1因子】 身上保護活動 (<math>\alpha = 0.73</math>)</b>					
	27.本人のストレングスに着目した後見活動を行う	<b>0.84</b>	-0.06	-0.09	0.11
	29.本人が本来の力を発揮できるよう支援する	<b>0.79</b>	-0.06	-0.04	0.10
	28.本人の力を奪っている環境や地域構造を見つける	<b>0.65</b>	-0.13	0.03	0.20
	20.本人の意思やニーズを地域や関係者に代弁する	<b>0.62</b>	0.00	0.03	0.08
	18.本人の意思を尊重して身上監護の方針を決定する	<b>0.60</b>	0.32	-0.09	-0.20
	16.本人の生活状況や地域生活課題を把握する	<b>0.54</b>	0.38	0.08	-0.21
	17.本人とコミュニケーションを図り信頼関係を形成する	<b>0.49</b>	-0.02	0.18	0.06
<b>【第2因子】 基本的後見活動 (<math>\alpha = 0.86</math>)</b>					
	2.年金等を管理する	-0.11	<b>0.97</b>	-0.01	0.07
	8.日常生活費を管理する	-0.06	<b>0.82</b>	0.02	0.07
	1.預貯金を維持・管理する	-0.06	<b>0.80</b>	0.01	0.05
	23.定期的に本人と面談を行い、後見活動の方針を見直す	0.25	<b>0.49</b>	-0.02	0.03
<b>【第3因子】 財産管理活動 (<math>\alpha = 0.77</math>)</b>					
	3.不動産の売却処分など不動産を管理する	0.06	-0.02	<b>0.88</b>	-0.12
	5.債務整理をする	-0.03	-0.03	<b>0.67</b>	0.04
	4.相続に関する手続きをする	-0.06	0.06	<b>0.67</b>	-0.01
	26.高度な法的知見が必要な事例などで法律専門職と連携を図る	0.02	0.00	<b>0.46</b>	0.22
<b>【第4因子】 連携活動 (<math>\alpha = 0.83</math>)</b>					
	24.本人の状況に応じて地域連携ネットワークを形成する	0.09	-0.01	-0.05	<b>0.82</b>
	22.支援関係者を集め、ケース会議やカンファレンスを開催する	0.04	0.10	0.00	<b>0.73</b>
	25.本人のニーズ充足や課題解決にむけて多職種で連携を図る	0.17	0.10	0.06	<b>0.57</b>
因子 相 関			0.52	0.44	0.60
				0.41	0.30
					0.49
除 外 さ れ た 項 目	6.保険金の請求および受領の手続きをする				
	7.確定申告等の申告手続きをする				
	9.介護、住居、施設入退所、医療等に関連する契約を締結する				
	10.介護、住居、施設入退所、医療等に関連する費用を支払う				
	11.施設内処遇やサービス内容など契約の履行を監視する				
	12.介護、住居、施設入退所、医療等に関連する契約を解除する				
	13.年金の受給申請をする				
	14.生活保護の受給申請をする				
	15.本人の生活する地域の状況を把握する				
	19.本人の意思決定支援でガイドラインなどの仕組みやツールを活用する				
21.本人を必要な社会資源につなげる					
30.本人の意思やニーズの実現に向けて地域社会の変革に取り組む					

因子抽出法: 主因子法 回転法: プロマックス法

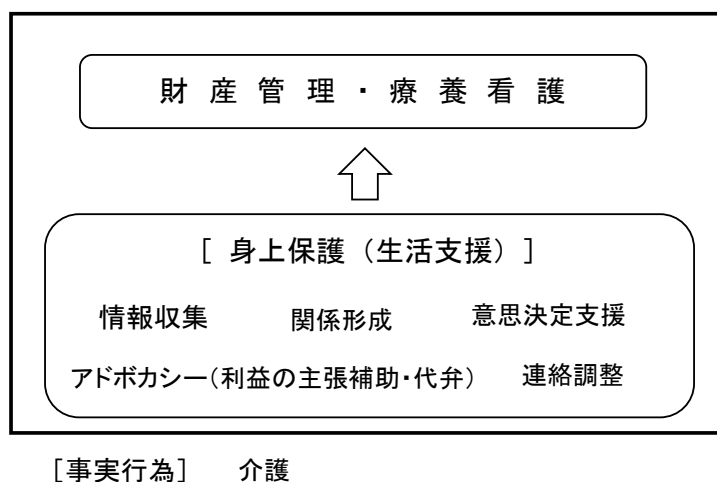
## 1. 法律行為に付随する事実行為を包含する身上保護活動を基盤においた法定後見活動

成年後見制度は禁治産・準禁治産者制度の法枠組みを多く残したことで、制度自体が財産管理に重点をおいた本人保護の制度の性質が強い（上山 2013）。そのため、身上監護は財産管理に還元される範囲に限定され、法律行為に付随する事実行為の必要性に対する認識は低い状況にある（上山 2010）。加えて、成年後見制度の理念の具現化をはかる身上監護は職務内容を個別具体的に示すことが困難であったため、「契約に関わる法律行為」、または「財産管理に還元される法律行為」として限定されてきた（小林ほか 2017）。さらに、家庭裁判所は、身上監護の職務範囲があいまいなことを理由に身上監護に適正な評価をおこなわず、財産管理に偏重してきたことで、実務家の法定後見活動における重点が財産管理となってきたと考えられる。

現状の身上監護の解釈は、「契約にかかわる法律行為」と医療、社会福祉、介護にかかわるサービス契約に限定されており、これは民法 858 条における「生活、療養看護」の「療養看護」しか捉えていない。従来の上監護の解釈が「生活」を捉えられていないにもかかわらず、「生活」と「療養看護」の 2 つを身上監護に含めていたことが身上監護の職務範囲をあいまいにさせてきたと考えられる。成年後見制度では、法律専門職と社会福祉専門職が専門職後見人として配置され、その専門性に応じて「法律専門職は財産管理」、「社会福祉専門職は身上監護」を中心とする法定後見活動として整理されてきた。しかし、この法定後見活動を二分する整理は、活動を財産管理と身上監護に断片化し、本人の生活全般が法定後見活動ではカバーされない状況をつくりだしている。

このような状況の中、2016 年に施行された「成年後見制度利用促進計画」では「身上監護」にかわり「身上保護」の用語が用いられ、従来の財産管理を中心とした法定後見活動から本人の意思に基づいた身上面の保護という生活支援を中心とした法定後見活動へのシフトが示された（新井 2019）。第 1 因子として抽出された「身上保護活動」は、ソーシャルワークの視点から本人の生活状況の把握と本人の力を奪う環境を把握し、本人の意思にもとづいて法定後見活動の方針を決定するとともに本人および本人を取り巻く環境における課題解決を図るという生活支援の一連のプロセスが因子のなかに含まれている。これからの法定後見活動は、「身上保護」「財産管理」「療養看護」の 3 つの概念の複合体としてとらえ「財産管理」と「療養看護」の法律行為を支える事実行為として生活支援を含む「身上保護」が基盤に位置づけられる必要がある（図 1）。

図 1 身上保護（生活支援）を基盤とする法定後見活動



## 2. 地域連携ネットワークを活用した活動

「身上保護活動」「基本的後見活動」「財産管理活動」の他に連携活動の因子が抽出されたことで、独立型社会福祉士による法定後見活動が、地域連携ネットワークを基盤に展開されていることが示唆された。特に第1因子の「身上保護活動」に含まれる項目のすべては本人を取り巻く支援関係者の協力が必要となる活動である。

高度な法律知識が必要となる財産管理は、社会福祉士だけで対応することは限界があり、法律専門職との連携が不可欠となる。法律専門職との連携が必要な事務としては、相続手続きをはじめ、債務整理、不動産処分・管理などの高度な法律知識が必要な財産管理や紛争案件の解決など法律事務などがあげられる。独立型社会福祉士は、債務整理や不動産処分・管理がもとめられる事例などの受任をとおして、法律専門職ではない社会福祉士がこれらの高度な法的知識と必要とする財産管理活動をおこなうことは被後見人の不利益を発生させる可能性があること、そして、社会福祉士が法定後見活動をおこなう限界を認識し、法律専門職との連携を図る意識を高めていると考えられる。

また、「連携活動」は、会議やカンファレンスの開催を活用して本人を取り巻く支援関係者だけでなく本人の近隣住民とのネットワークづくりが因子のなかに含まれている。地域連携ネットワークの形成には、地域社会の共感と支持を広げていくことが必要であり多様なステイクホルダーと協働していくことが求められる（小川 2017、星野 2019）。

## 3. 法定後見活動における独立型社会福祉士の独自性

独立型社会福祉士は、自由度の高い活動形態を背景に、従来の民法 858 条の解釈での法律事務だけでなく、法律行為に付随する事実行為をとおしたソーシャルワーク実践を可能にしている。これらの活動は、被後見人の状況に応じた即応的かつ柔軟な関わりが求められ、日中に法定後見活動をおこなう時間制約がある勤務型社会福祉士に比べ、活動の自由度が高い独立型社会福祉士のほうが被後見人の生活支援を基盤とした法定後見活動を実現しやすいと考えられる。特に、虐待や消費者被害など法律専門職との連携が必要な事例や多様な社会資源との調整が求められる事例、本人の障害特性やセルフネグレクトなどにより本人との関係形成に時間を要する事例などは、勤務時間中の平日に即応的に対応することは難しい勤務型社会福祉士は受任を躊躇することが多い（小川 2020）。

しかし、法律行為に付随する事実行為をとおしたソーシャルワーク実践は、民法に規定されていない事実行為であることから、個人の質担保とチェック体制の整備が両輪として機能することが重要である。個人開業という活動形態は、自らの価値判断が活動に直接影響をあたえることから、個々のソーシャルワーク専門職としての質担保を認定社会福祉士の取得で図ることは重要である。また、社会福祉士による被後見人への関わりが適切であるかをチェックできる体制整備も重要となる。被後見人の資産の流用などの不正防止については、信託や後見監督が整備されているが、非倫理的活動の予防については、現在の家庭裁判所への報告や「ばあとなあ」による管理体制では十分とはいえない。また、独立型社会福祉士は多様な活動や社会資源と関係を形成していることから、被後見人と関係機関との利益相反についても注意が必要である。

独立型社会福祉士の自由度の高さは、法定後見活動においてソーシャルワークの視点から被後見人の生活支援を可能とする一方で、被後見人の不利益を発生させる危険性も高いことから、活動のチェック体制とサポート体制の整備が急務といえる。



謝辞 調査にご協力いただいた独立型社会福祉士の皆さまに深くお礼を申し上げます。

付記 この研究は、文部科学省科学研究費（課題番号：17K04236）助成を受け、実施した。

## 注

- 1) 社会福祉士の後見活動を管理しているのが「権利擁護センターぱあとなあ」であることから「ぱあとなあ」の報告における受任状況の整理（「1件」「2件」「3件」「4件」「5件～9件」「10件～19件」「20件以上」）を参考とした。
- 2) 個人事務所の他に併設する法人（株式会社、NPO法人など）や組織の収入および他の法人・組織に雇用され得ている収入も含めている。

## 文 献

- 新井誠(2010)「成年後見制度施行10年を振り返って—制度の現状と課題『法律のひろば』63(8), 4-8.
- 新井誠(2019)「成年後見における身上保護の意義・覚書：国際的潮流も踏まえつつ」『実践成年後見』79, 5-14.
- 馬場由香里(2006)「成年後見制度における第三者後見人の支援—ソーシャルワークの視点から」『九州社会福祉研究』31, 67-75.
- 福島喜代子(1999)「成年後見制度におけるソーシャルワーカーの役割」『社会福祉学』39(2), 118-133.
- 日田剛(2017)「専門職後見人の実践における権利擁護に関する研究：首長申立てケース受任者へのインタビュー調査から」『社会福祉学』58(3), 14-26.
- 星野美子(2019)「利用促進へ向けた社会福祉士の役割」『実践成年後見』81, 30-39.
- 飯村史恵(2015)「ソーシャルワークの観点からみる成年後見制度の展望：障害者権利条約第12条で問われているもの」『立教大学コミュニティ福祉研究紀要』3, 79-97.
- 池田恵利子(2007)「高齢者の自立支援としての後見実践」『老年精神医学雑誌』18(4), 396-401.
- 池田恵利子(2019)「実務における身上保護(身上監護)の考え方」『実践成年後見』79, 26-32.
- 岩間伸之(2011)「成年後見制度と社会福祉—その接点から新たな可能性を探る」『大原社会問題研究所雑誌』627, 19-29.
- 上山泰(2010)『専門職後見人と身上監護』民事法研究会.
- 上山泰(2013)「現行成年後見制度と障がいのある人の権利に関する条約12条の整合性—『小さな成年後見』の観点から—」法政大学大原社会問題研究所・菅富美枝編『成年後見制度の新たなグラウンド・デザイン』法政大学出版局, 39-116.
- 上山泰(2019)「現行法における身上保護の内容と考え方」『実践成年後見』79, 15-25.
- 小林昭彦・大門匡・岩井伸晃編(2017)『新成年後見制度の解説』金融財政事情研究会.
- 高良麻子(2010)「独立型社会福祉士の独自性と課題—独立型および既存組織所属社会福祉に対する調査結果から」『東京学芸大学紀要人文社会科学系』161, 203-13.
- 高良麻子(2014)「第5章 独立型社会福祉士とは」高良麻子編『独立型社会福祉士—排除された人々

- への支援を目指して』ミネルヴァ書房, 99-114.
- 日本社会福祉士会独立型社会福祉士研修委員会 (2006)『独立型社会福祉士養成研修テキスト』日本社会福祉士会.
- 岡村ゆかり (2013)「ソーシャルワーカーによるアドボカシー実践の正当化の可能性:ポストモダンのアプローチの浸透とその意味」『社会福祉研究所報』41, 1-14.
- 小川幸裕 (2012)「社会福祉士の独立過程における実践スタイルの仮説的検討:独立型社会福祉士への質的調査から」『北海道地域福祉研究』16, 75-85.
- 小川幸裕 (2013)「独立型社会福祉士の事業形態にみる実態と課題」『弘前学院大学社会福祉学部研究紀要』13,1-14.
- 小川幸裕 (2017)「成年後見制度での地域連携ネットワークにおける独立型社会福祉士の役割—コーディネートとしての社会福祉士の位置づけ—」『北海道地域福祉研究』21, 21-37.
- 小川幸裕 (2018a)「成年後見制度における社会福祉士に期待される役割—『成年後見関係事件の概況』の分析を中心に—」『弘前学院大学社会福祉学部研究紀要』18,21-29.
- 小川幸裕 (2018b)「成年後見活動における独立型社会福祉士のソーシャルワーク実践について」『北星学園大学大学院論集』9,1-17.
- 小川幸裕 (2018c)「成年後見制度における権利擁護概念の検討—成年後見制度利用促進法を踏まえて—」『北海道地域福祉研究』22,1-12.
- 小川幸裕 (2020)「法定後見活動における独立型社会福祉士の独自性—独立型社会福祉士と勤務型社会福祉士の法定後見活動の比較から—」『弘前学院大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学研究』8,79-107.
- 齋藤友子 (2013)「社会福祉士の成年後見業務に関する考察—社会福祉士後見人の業務の特徴と報酬—」『社会福祉士』20,34-42.
- 鵜浦直子 (2011)「ソーシャルワークの機能強化に向けた後見人等との連携・協働に関する研究:成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践の分析から」『社会福祉学』51(4),31-42
- 鵜浦直子 (2013)「ソーシャルワーク実践における予防的アプローチとしての成年後見制度の活用:権利侵害の発生を未然に防ぐために」『ソーシャルワーク研究』39(2),120-126.